

[ここに入力]

[ここに入力]



我孫子市水道局告示第8号

令和4年我孫子市水道局告示第8号（令和5年度における労務報酬下限額の決定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月14日

我孫子市水道事業管理者
水道局長 古谷 靖

1 改正内容

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額の表中「987円」を「1,026円」に改める。

2 適用年月日

令和5年10月1日